

素案

東温市部活動地域移行推進計画

令和 年 月 日
東温市教育委員会

1 策定趣旨

東温市教育委員会（以下「市教委」とします。）では、「地域の子どもは、地域で育てる」という理念の下、中学生世代がスポーツ・文化芸術活動に継続して親しむことができる機会を確保するとともに中学校における働き方改革を実現する観点から部活動の地域移行を推進します。学校と地域とが協力・連携し、対応が可能な部活動から順次、学校から地域へ移行します。

東温市部活動地域移行推進計画（以下「本計画」とします。）は、生徒の豊かなスポーツ・文化芸術活動の場が多様なニーズに応じて展開され、生涯にわたってスポーツ・文化芸術に親しむきっかけとなる環境づくりを目指して策定するものです。

2 推進期間

本計画の期間は、令和5年度から令和7年度までの3カ年とし、この期間において、東温市における部活動地域移行の核となる「総合型地域スポーツクラブ」の充実を図ります。

3 本市の現状

(1) 出生数の減少と生徒数の減少

本市の出生数は、2000年から増減はみられるものの、総じて緩やかな減少を続けており、2022年の出生数は189人と3番目に低い数値となっています。

また、令和5年度に中学校に在籍している年代の生徒数は、東温市合併当初の人数と比較すると、減少率は19.9%※です。

※ 平成17年5月1日時点1,055人、令和5年5月1日時点845人

(2) 部活動加入率、部活動数及び部員数

東温市立中学校では令和3年度まで全全部活動加入制を設けておりましたが、令和4年度から希望制に変更しています。過去5年間の部員数推移は、下表のとおりです。

①運動部

重信中男子	R1	R2	R3	R4	R5
陸上競技	29	24	30	16	24
水泳	19	30	27	13	8
バスケットボール	11	14	21	22	18
バレーボール	26	21	20	19	30
卓球	28	24	24	19	21
ソフトテニス	38	42	46	38	29
サッカー	23	29	38	35	31
ソフトボール	24	28	17	17	12
軟式野球	22	18	17	9	10
剣道	7	7	5	9	8

重信中女子	R1	R2	R3	R4	R5
陸上競技	34	30	22	27	30
水泳	9	6	5	2	3
バスケットボール	14	13	13	17	19
バレーボール	20	25	25	32	27
卓球	42	27	20	14	13
ソフトテニス	56	45	38	38	43
サッカー	2	2	2	0	0
ソフトボール	15	16	14	18	19
剣道	8	6	5	6	7

川内中男子	R1	R2	R3	R4	R5
バレーボール	26	21	19	20	23
バドミントン	27	25	20	21	31
サッカー	18	26	23	18	9
軟式野球	12	13	15	19	19
柔道	3	0	0	0	0
剣道	20	13	6	13	10

川内中女子	R1	R2	R3	R4	R5
バスケットボール	25	20	22	18	14
バレーボール	10	12	16	16	14
バドミントン	15	22	22	28	20
ソフトテニス	18	17	15	9	15
サッカー	1	2	0	1	1
軟式野球	0	4	5	3	0
柔道	1	0	0	0	0
剣道	4	3	3	0	6

②文化部

<<集計中>>

4 部活動の地域移行について

(1) 愛媛県の考え方

令和5年9月に策定された「公立中学校の部活動改革に係る愛媛県推進計画」によれば、「運動部活動の小規模化と各学校における部員数の確保が年々厳しさを増しており、小規模校では、生徒たちの希望する部活動がないという状況も生まれている。(中略) このまま手を打たず何もしなければ、学校の部活動は、出生数の減少とともに急速な衰退を続け、生徒たちがスポーツや文化芸術等の活動に親しむ機会を奪う事態になりかねない。そこで、

公立中学校において、スポーツや文化芸術等の活動環境を再構築し、持続可能なものとなるよう、新たな体制づくりを進める必要がある。」とされており、従来の部活動という枠組みにとらわれることなく、ゼロベースの構築が求められています。

(2) 東温市の考え方

中学校等の部活動を取り巻く状況の変化に伴い、国は「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」を策定し、考え方を示しています。東温市、東温市立中学校、東温市内のスポーツ団体等においては、本ガイドラインを踏まえて、東温市の実情に合わせて創意工夫を凝らし、生徒や保護者等の理解を得ながら段階的な地域移行を進めます。

東温市の地域スポーツ・文化芸術活動は、学校と地域とが連携して部活動を地域へ移行して実施する活動とし、移行推進期間内に可能な種目から休日又は平日の部活動を地域スポーツ・文化芸術活動へ移行するための準備を進め、可能な部活動から順次、移行を実施します。

(3) 地域スポーツ・文化芸術活動の受け皿

推進期間において、地域スポーツ・文化芸術活動の受け皿となる、総合型地域スポーツクラブと連携した取り組みを推進し、市教委、学校、保護者その他各方面の地域団体等で構成する「東温市部活動地域移行検討協議会（以下「協議会」という。）」内で活動の進捗状況を共有します。受け皿の選定にあつては、東温市内での活動実績を有していること、公益財団法人日本スポーツ協会への登録・認証を受けている団体であること、公正かつ適切な会計処理により組織運営に透明性が確保されていること、また、1つの団体が複数種目のスポーツ・文化芸術活動を実施する場合は、適正な事務局体制が整備されていることが望ましいと考えます。

推進期間終了後、受け皿となる団体は、運営体制の整備や人材の確保など自立して持続可能な運営ができる組織体制となることを目指します。

4 取組の方向性

(1) 東温市の方向性

東温市に住み、成長していく子どもたちが、生涯にわたってスポーツ・文化芸術に親しむため、本市の児童・生徒が自主的・自発的に参加できる環境づくりを進め、学校部活動の段階的な地域移行を目指します。

中学校で実施している部活動のうち、実施可能なものから休日又は平日における地域移行を行い、推進期間後の部活動完全移行を目指し、財源については、地域移行後の持続性を考慮して参加者負担を原則としつつ、準要保護世帯等の低所得世帯への助成制度を検討します。

(2) スケジュール（予定）

①令和5年度

- ・東温市部活動地域移行検討協議会の設置、協議会委員委嘱
- ・中学生、保護者、教職員に対し、現状把握調査（アンケート）実施

- ・協議会委員から意見を収集し、市推進計画を策定
- ・市教委、中学校、総合型地域スポーツクラブで令和6年度からの実証事業を協議
- ・中学校新入学生及びその保護者に対し、部活動又はクラブへの加入ニーズ調査実施
- ・各方面への啓発・周知

②令和6年度

- ・総合型地域スポーツクラブと実証事業に係る委託契約締結
- ・委託契約に基づき、対象競技種目を指定した上で、外部指導者の発掘・マッチング・配置、指導者研修、資格取得促進に係る業務、部活動地域移行で発生したクラブ参加者からの会費徴収事務、部活動地域移行で発生した外部指導員への報酬支払等を行い、地域移行スキームを確立
- ・指導者確保が可能な競技種目があれば、順次移行について準備を進める。
- ・協議会への進捗状況報告と委員同士の意見共有
- ・各方面への啓発・周知

③令和7年度（令和6年度の成果をさらに発展）

- ・総合型地域スポーツクラブと実証事業に係る委託契約締結
- ・委託契約に基づき、対象競技種目を指定した上で、外部指導者の発掘・マッチング・配置、指導者研修、資格取得促進に係る業務、部活動地域移行で発生したクラブ参加者からの会費徴収事務、部活動地域移行で発生した外部指導員への報酬支払等を行い、地域移行スキームを確立
- ・指導者確保が可能な競技種目があれば、順次移行について準備を進める。
- ・協議会への進捗状況報告と委員同士の意見共有
- ・各方面への啓発・周知

④令和8年度（令和7年度までの成果をさらに発展）

- ・中学校部活動の再編（部活動運営主体を全て総合型地域スポーツクラブへ移行。学校には「軽運動部」（仮称）、「軽文化部」（仮称）を新設し、多様な活動が実施できる体制を整備）
- ・総合型地域スポーツクラブにおいて、外部指導者の発掘・マッチング・配置、指導者研修、資格取得促進、会費徴収、外部指導員への報酬支払
- ・協議会への進捗状況報告と委員同士の意見共有
- ・各方面への啓発・周知

5 推進体制

（1）市教委

市教委は、本計画を策定し、移行推進期間中に部活動が円滑に地域移行できるよう体制を整備します。アンケートなどを通じた生徒等のニーズ把握、新たなスポーツ環境の整備方法等に関する協議会の開催、地域スポーツ・文化芸術活動の受け皿に対する必要な財源等の確保・支援のほか、愛媛県・東温市立中学校・東温市内スポーツ団体等との調整を図ります。推進期間中（令和5年度～令和7年度）は学校教育課が主管となって学校・東温

市内スポーツ団体等と連携を図り、生涯学習課の協力を得ながら円滑な地域移行を推進します。推進期間後は生涯学習課が主管となって総合型地域スポーツクラブをはじめとする東温市内スポーツ団体等と連携し、学校教育課の協力を得ながら地域スポーツ・文化芸術活動の充実を図ります。

(2) 東温市立中学校

重信中学校・川内中学校は、生徒の教育や健全育成に関する専門性と実績を生かし、愛媛県及び東温市の関係部署や地域におけるスポーツ団体等と協力・協働して、主に参加する生徒の情報共有など地域スポーツ環境の整備に取り組みます。各中学校長は、国、愛媛県及び市教委が示す方針に基づき、学校の働き方改革を踏まえた部活動改革が進むよう関係者との連携・協力を図り、本計画を推進します。また、生徒が部活動及び地域スポーツ・文化芸術活動に参加しやすい環境となるよう教職員・保護者・生徒に周知を図ります。

(3) 市文化協会、市スポーツ協会、市 PTA 連合会、総合型地域スポーツクラブ等

本計画の関係団体・関係者は、東温市部活動地域移行検討協議会等を通じて地域スポーツ・文化芸術活動に関する取組の助言・支援を行うほか、運営主体への指導者の派遣等、指導体制への協力を行います。

特に総合型地域スポーツクラブは、部活動地域移行に係る重要な位置づけであり、市教委と連携しながら委託契約業務に基づき、令和 8 年度からの部活動再編までに地域スポーツ・文化芸術活動の受け皿として、体制を確立します。

6 参加対象者

本計画における対象者は、東温市立中学校に在籍する地域スポーツ・文化芸術活動に参加を希望する全ての生徒とします。ただし、現在中学校に設置されていない部活動種目や本計画における運営主体が実施するスポーツ・文化芸術活動以外の団体等への参加も可能とします。また、市内の地域スポーツ・文化芸術活動は、市外の他校在籍中学生の受け入れについて、区分しないものとします。

7 移行する種目

地域スポーツ・文化芸術活動は、各中学校において実施する部活動の種目を基本とし、生徒のニーズ等に応じた、多様なスポーツへの参画機会を提供します。

8 活動場所

地域スポーツ・文化芸術活動の活動場所は、東温市立中学校の学校体育施設（グラウンド、体育館、テニスコート、武道場等）及び東温市内市有施設とします。市教委は、学校施設等の管理運営について検討し、規定を整備・改正するなど、移行推進期間終了後の地域スポーツ・文化芸術活動の安定的・継続的な運営を促進します。

9 指導者

地域スポーツ・文化芸術活動の指導者は、生徒の安全・健康管理等を確保するため、1種目あたり原則2名以上が配置されていることが望ましいと考えます。指導者は、生徒との十分なコミュニケーションを図りつつ、適切な休養、過度の練習の防止や合理的かつ効率的なトレーニングの積極的な導入を行います。

地域スポーツ・文化芸術活動に関する指導方針の共有や関係者との連絡調整が円滑にできるよう、各種目において、メインコーチとなるリーダー1名と連絡担当のサブリーダーを配置します。また、各種目において、指導者の指導補助を担うボランティア等の登用も可能とします。

地域スポーツ・文化芸術活動は、教職員にとって専門的な知見や経験を活かす場であるとともに、生徒が集団の中で仲間と切磋琢磨する様子や、学校の授業とは違った場所で生徒が活躍する様子を観察することができるなど、これまでの学校部活動の教育的意義を含む活動の場となります。東温市立小中学校に勤務する者で、地域スポーツ・文化芸術活動の指導等に携わりたい教職員は所定の兼業承認申請を行い、所属校長の意見を聞いた上で市教委の承認を得ることとします。

10 活動時間及び適切な休養日等の設定

本市で実施する地域スポーツ・文化芸術活動における活動時間及び休養日等の考え方は次のとおりとします。

(1) 1日の活動時間

1日の活動時間は、長くとも平日では2時間程度、学校の休業日(学期中の週末を含む)は3時間程度とします。できるだけ短時間に、合理的かつ効率的・効果的な活動が行えるよう受け皿となる団体で計画します。平日及び休日の夜間(20時以降を目安とします。)に開始する活動については、特別な事情がない限り地域スポーツ・文化芸術活動とはみなしません。

(2) 週当たりの休養日

学期中は、週当たり2日以上休養日を設けます。(学期中の土日に活動をする種目は、平日は少なくとも2日以上を休養日とします。週末に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の休日に振り替えます。)

(3) 祝日の取扱

祝日は、原則として休養日とします。ただし、中総体前の大型連休については、ガイドラインを遵守しつつ地域や学校の実態を踏まえて活動計画を工夫します。(大会参加等で活動した場合は、休養日を他の休日に振り替えます。)

(4) 共通の休養日

各学校のテスト期間中及び夏季・年末年始の学校閉庁期間は休養日とします。

(5) オフシーズンの設定

各種目において、祝日及び共通の休養日を除く連続する5日間の休養日を、少なくとも年に1回は設定します。

11 大会の参加等について

- (1) 日本中学校体育連盟及び愛媛県中学校体育連盟が主催する大会の参加について
各体育連盟が定める規定に基づき参加します。大会に係る参加申込等の手続きは、地域スポーツ・文化芸術活動の受け皿が行います。
- (2) 各競技団体等が主催する大会の参加について
各競技団体等が定める規定に基づき参加します。参加申込等の手続きは、地域スポーツ・文化芸術活動の受け皿が行います。
- (3) その他、民間事業者等が開催するスポーツ大会等の参加について
上記に関連する重要な大会や生徒の日ごろの練習の成果を発揮する貴重な機会となる場合、地域スポーツ・文化芸術活動の範囲で参加することとします。ただし、生徒及び保護者の過度な負担となることがないように、年間計画に基づく大会を基本とします。
- (4) 大会参加の制限について
市教委は、中学校の生徒が参加する大会等の全体像を把握し、週末等に開催される様々な大会等に参加することが、生徒や指導者の過度な負担とならないよう、国及び愛媛県のガイドライン等を遵守します。

12 地域スポーツ・文化芸術活動に係る経費等

- (1) 地域スポーツ・文化芸術活動の参加に係る会費は、参加者から徴収します。
- (2) 地域スポーツ・文化芸術活動に参加する生徒や保護者、指導者が安心して参加できるようスポーツ安全保険等への加入を原則とします。
- (3) 経済的困窮家庭の生徒が会費負担を理由に地域スポーツ・文化芸術活動に参加できないことがないように、市教委は適切な措置を検討します。
- (4) 地域スポーツ・文化芸術活動に参加する生徒が「11 大会の参加等について」に列記する大会等に参加する場合の経費に対する補助金について、市教委は、学校部活動における補助金と著しい差異が生じないように「東温市学校教育振興事業費補助金交付要綱」の見直しを検討します。

13 その他

本計画は、国及び県の方針やガイドライン、本市の予算等を鑑み、適宜見直しを図り改訂します。